

▽市民課国民年金係 ☎(36) 1 1 2 8
▽大島行政センター ☎(72) 2 2 1 1
▽東福岡年金事務所国民年金課
☎092(651)7129

36
1
2
1
4

父(母)に代わつてその児
童を養育している人に支給

子ども育成課

☎
(36)
1
2
1
4

[illegible]

兒童扶養手当制度

• **Prevalence** is the proportion of people in a population who have a disease at a particular point in time.

この制度は、父母の離婚

や死亡などで、父か母と生

計を司じくしていない児童

に、手当を支給する制度で

す。

母子・父子家庭などの生

舌安定を囿り、自立を足焦

することを目的としていま

す。

● 受給対象者

児童扶養手当は、次の①

⑦ 該当する児童
⑧ 歳

④に該当する児童は1歳

月1日までの児童、章がい

がある児童は10歳未満）を

なある児童に2歳未満の児童を監護している父（母）が、

父(母)に代つてその見

父（母）に代わってその児童を養育している人に支給

童を養育している人に支給

二、多風 語


 (36)
 1
 1
 5
 1



貫地谷しほり
2009年
加入しました!

<http://www.fukuokakikin.or.jp>

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目1番1号(博多新三井ビル11階) TEL 092-413-8713 FAX 092-414-5502